

宮崎県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 10 日
福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第 1 条 県は、介護分野の賃上げ・職場環境改善の支援を図るため、予算で定めるところにより、介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、「令和 7 年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について」（令和 7 年 12 月 25 日付け老発 1225 第 3 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和 7 年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に所在する別表 1、2 及び 3「1 サービス区分」欄のいずれかに該当する事業を営む者
- (2) 補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は別表 1、2 及び 3 のとおりとする。

(申請書及び申請書に添付すべき書類)

第 4 条 第 1 条の補助金の交付の申請は、規則第 3 条の補助金等交付申請書に代えて宮崎県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金申請書（別記様式第 1－1 号。以下「申請書」という。）によるものとする。

- 2 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1－2 号及び別記様式第 1－3 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。
- 3 規則第 3 条第 4 号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 個票（別記様式第 1－4 号）
 - (2) 前号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(補助条件)

第 5 条 規則第 5 条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておくこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(計画変更の承認)

第7条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、宮崎県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金変更申請書(計画書)(別記様式第1-1号)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 処遇改善加算対象サービス 総括表(別記様式第1-2号)
- (2) 処遇改善加算対象外サービス 総括表(別記様式第1-3号)
- (3) 個票(別記様式第1-4号)
- (4) 変更収支予算書(別記様式第2号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30%以内の減とする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、概算払により交付する。

(補助金の交付請求)

第10条 第1条の補助金を申請し、交付決定を受けた補助事業者(以下「交付対象者」という。)が、審査支払機関(宮崎県国民健康保険団体連合会。以下「国保連」という。)に対し、令和7年12月分(令和8年1月以降に新規開設された介護サービス事業所等や、12月のサービス提供分がやむを得ない事情により他の平常月と比較して著しく低い介護サービス事業所等については令和8年1月、2月又は3月の任意の月。以下「基準月」という。)に係る介護報酬の請求をしたことをもって、補助金の交付の請求があったものとみなす。

- 2 前項の請求の額は、交付対象者が国保連に請求をした基準月に係る介護報酬を基に算出した別表1、2及び3「5 補助額」欄とする。
- 3 第1項の補助金の交付は、交付対象者が申請書において届け出た口座(国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座又は県に届け出た口座)に対し振り込むこととする。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書(別記様式第3-1号)に次の書類を添えて、令和8年10月末日までにしなければならない。

- (1) 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書(施設・事業所別個表)(別記様式第3-2号)
 - (2) 収支決算書(別記様式第2号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類
- 2 報告するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れ

に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

- 3 前項ただし書の規定により実績報告をした場合に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 4 号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月末日までに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第 12 条 国実施要綱、規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とし、その様式は、国実施要綱及び規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（雑則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 10 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る宮崎県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金に適用する。

別表1（第2条、第3条及び第10条関係）

1 サービス区分（注1）	2 交付率					3 補助要件	4 補助対象経費	5 補助額	6 補助率
	①+②+③ （うち賃金改善経費分）	①+③ （うち賃金改善経費分）	① （うち賃金改善経費分）	（参考）②	（参考）③				
訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%	以下の①を満たす介護サービス事業所等であること。また、①の要件に加えて、②及び③の要件を満たす介護サービス事業所等又は③の要件を満たす介護サービス事業所等に対しては、それぞれの要件に応じて設定された交付率を乗じて算出される補助額が加算される。			
夜間対応型訪問介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%	① 基準月において、処遇改善加算を算定していること。ただし、基準月において処遇改善加算を取得していない場合であっても、申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算の算定を誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から処遇改善加算を算定しているものとして取り扱う。なお、処遇改善加算の算定を誓約した場合は、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）において処遇改善加算の算定について報告することとする。			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%	② 基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。 （ア）ケアプランデータ連携システム（厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。以下同じ。）に加入していること。ただし、基準月において、ケアプランデータ連携システムに加入していない場合であっても、申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月からケアプランデータ連携システムに加入しているものとして取り扱うこととする。なお、ケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの加入について報告することとする。			
（介護予防）訪問入浴介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%	（イ）ケアプランデータ連携システム（厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。以下同じ。）に加入していること。ただし、基準月において、ケアプランデータ連携システムに加入していない場合であっても、申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月からケアプランデータ連携システムに加入しているものとして取り扱うこととする。なお、ケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの加入について報告することとする。			
通所介護	19.2% (16.2%)	15.6% (12.6%)	12.6% (12.6%)	3.6%	3.0%	（イ）介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「社会福祉連携推進法人」という。）に所属していること。	①及び②の要件による場合は、介護従事者の賃金改善に要する経費（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。））及び③の要件による場合は、職場環境改善等に要する経費	「基準月の介護報酬総単位数（注2）」に「1単位の単価」及び「1サービス区分」欄に定めるサービスごとに「2交付率」欄に定める交付率を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）	10/10以内
地域密着型通所介護	24.6% (21.0%)	20.4% (16.8%)	16.8% (16.8%)	4.2%	3.6%	③ 職場環境改善等に向けて、以下の（ア）～（ウ）のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。ただし、②の要件を満たしている場合は、③の要件を満たしているものとして取り扱うこととする。また、宮崎県介護人材確保・職場環境改善等事業による補助金の交付を受けている介護サービス事業所等については、職場環境改善等に向けた取組を既に実施していることとみなし、当該要件を満たしているものとして取り扱うこととする。			
（介護予防）通所リハビリテーション	16.8% (14.4%)	13.8% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.0%	2.4%	（ア）介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化 （イ）業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等） （ウ）業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組			
（介護予防）認知症対応型通所介護	34.8% (28.8%)	27.6% (21.6%)	21.6% (21.6%)	7.2%	6.0%				

(注1)

- ・短期利用型サービスも含む（以下同じ）。
- ・申請時点で、廃止・休止となることが明らかになっている又は令和8年4月以降に開設する介護サービス事業所等は、本事業の対象外とする（事業所の合併など実質的に継続して運営していると認められる場合を除く。以下同じ）。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第1号訪問事業は訪問介護と、第1号通所事業は通所介護と同じとする。

(注2)

- ・介護サービス事業所等における基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう（以下同じ）。
- ・令和7年12月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和7年11月サービス分以前の過誤調整分は含まない。以下同じ）。
- ・基準月の介護報酬に過誤調整が生じた場合は、令和8年4月10日までに国保連により受理されたものに限り反映させる（以下同じ）。

別表2（第2条、第3条及び第10条関係）

1 サービス区分	2 交付率					3 補助要件	4 補助対象経費	5 補助額	6 補助率
	①+②+③ (うち賃金改善経費分)	①+③ (うち賃金改善経費分)	① (うち賃金改善経費分)	(参考)②	(参考)③				
(介護予防)特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%	<p>以下の①を満たす介護サービス事業所等であること。また、①の要件に加えて、②及び③の要件を満たす介護サービス事業所等又は③の要件を満たす介護サービス事業所等に対しては、それぞれの要件に応じて設定された交付率を乗じて算出される補助額が加算される。</p> <p>① 基準月において、処遇改善加算を算定していること。ただし、基準月において処遇改善加算を取得していない場合であっても、申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算の算定を誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から処遇改善加算を算定しているものとして取り扱う。なお、処遇改善加算の算定を誓約した場合は、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）において処遇改善加算の算定について報告することとする。</p> <p>② 基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。 (ア) 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること。ただし、基準月において、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していない場合であっても、申請時に生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの算定を誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定しているものとして取り扱うこととする。なお、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの算定を誓約した場合は、実績報告書において生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの算定について報告することとする。 (イ) ケアプランデータ連携システムに加入していること（小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に限る。また、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに看護小規模多機能型居宅介護については、短期利用型サービスを含む。）。ただし、基準月において、ケアプランデータ連携システムに加入していない場合であっても、申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月からケアプランデータ連携システムに加入しているものとして取り扱うこととする。なお、ケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの加入について報告することとする。 (ウ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。</p> <p>③ 職場環境改善等に向けて、以下の(ア)～(ウ)のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。ただし、②の要件を満たしている場合は、③の要件を満たしているものとして取り扱うこととする。また、宮崎県介護人材確保・職場環境改善等事業による補助金の交付を受けている介護サービス事業所等については、職場環境改善等に向けた取組を既に実施していることとみなし、当該要件を満たしているものとして取り扱うこととする。 (ア) 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化 (イ) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等） (ウ) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組</p>	①及び②の要件による場合は、介護従事者の賃金改善に要する経費（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。））及び③の要件による場合は、職場環境改善等に要する経費	「基準月の介護報酬総単位数」に「1単位の単価」及び「1 サービス区分」欄に定めるサービスごとに「2 交付率」欄に定める交付率を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）	10/10以内
地域密着型特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%				
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	24.0% (19.2%)	18.6% (13.8%)	13.8% (13.8%)	5.4%	4.8%				
看護小規模多機能型居宅介護	18.0% (15.0%)	14.4% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.6%	3.0%				
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	27.0% (21.6%)	20.4% (15.0%)	15.0% (15.0%)	6.6%	5.4%				
介護福祉施設サービス	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%				
地域密着型介護老人福祉施設	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%				
(介護予防)短期入所生活介護	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%				
介護保健施設サービス	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%				
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%				
介護医療院サービス	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%				
(介護予防)短期入所療養介護(病院等・医療院)	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%				

別表3（第2条、第3条及び第10条関係）

1 サービス区分（注1）	2 交付率	3 補助要件	4 補助対象経費	5 補助額	6 補助率
(介護予防)訪問看護	13.2%	<p>以下の①又は②のいずれかを満たす介護サービス事業所等であること。</p> <p>① 基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。</p> <p>(ア) ケアプランデータ連携システムに加入していること。ただし、基準月において、ケアプランデータ連携システムに加入していない場合であっても、申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月からケアプランデータ連携システムに加入しているものとして取り扱うこととする。なお、ケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの加入について報告することとする。</p> <p>(イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。</p> <p>② 基準月において、処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。</p> <p>(ア) 任用要件・賃金体系の整備等</p> <p>次の一から三までを全て満たすこと。</p> <p>一 職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。</p> <p>三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること。</p> <p>ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、申請時に上記一及び二の定めの整備を行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において当該定めの整備を行った旨を報告することとする。</p> <p>(イ) 研修の実施等</p> <p>次の一及び二を満たすこと。</p> <p>一 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。</p> <p>a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFFJT等）を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。</p> <p>b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。</p> <p>二 一について、全ての職員に周知していること。ただし、申請時に上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において、当該計画の策定等を行った旨を報告することとする。</p> <p>(ウ) 職場環境等要件</p> <p>国実施要綱別紙1表5に掲げる「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、②の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。ただし、申請時に職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において、当該職場環境等要件に係る取組を行った旨を報告することとする。</p>	<p>介護従事者の賃金改善に要する経費（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。））</p>	<p>「基準月の介護報酬総単位数」に「1単位の単価」及び「1サービス区分」欄に定めるサービスごとに「2交付率」欄に定める交付率を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）</p>	<p>10/10以内</p>
(介護予防)訪問リハビリテーション	10.8%	<p>以下の①又は②のいずれかを満たす介護サービス事業所等であること。</p> <p>① 基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。</p> <p>(ア) ケアプランデータ連携システムに加入していること。ただし、基準月において、ケアプランデータ連携システムに加入していない場合であっても、申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月からケアプランデータ連携システムに加入しているものとして取り扱うこととする。なお、ケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの加入について報告することとする。</p> <p>(イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。</p> <p>② 基準月において、処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。</p> <p>(ア) 任用要件・賃金体系の整備等</p> <p>次の一から三までを全て満たすこと。</p> <p>一 職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。</p> <p>三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること。</p> <p>ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、申請時に上記一及び二の定めの整備を行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において当該定めの整備を行った旨を報告することとする。</p> <p>(イ) 研修の実施等</p> <p>次の一及び二を満たすこと。</p> <p>一 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。</p> <p>a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFFJT等）を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。</p> <p>b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。</p> <p>二 一について、全ての職員に周知していること。ただし、申請時に上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において、当該計画の策定等を行った旨を報告することとする。</p> <p>(ウ) 職場環境等要件</p> <p>国実施要綱別紙1表5に掲げる「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、②の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。ただし、申請時に職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において、当該職場環境等要件に係る取組を行った旨を報告することとする。</p>			
居宅介護支援、介護予防支援	15.0%	<p>以下の①又は②のいずれかを満たす介護サービス事業所等であること。</p> <p>① 基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。</p> <p>(ア) ケアプランデータ連携システムに加入していること。ただし、基準月において、ケアプランデータ連携システムに加入していない場合であっても、申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月からケアプランデータ連携システムに加入しているものとして取り扱うこととする。なお、ケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの加入について報告することとする。</p> <p>(イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。</p> <p>② 基準月において、処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。</p> <p>(ア) 任用要件・賃金体系の整備等</p> <p>次の一から三までを全て満たすこと。</p> <p>一 職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。</p> <p>三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること。</p> <p>ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、申請時に上記一及び二の定めの整備を行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において当該定めの整備を行った旨を報告することとする。</p> <p>(イ) 研修の実施等</p> <p>次の一及び二を満たすこと。</p> <p>一 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。</p> <p>a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFFJT等）を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。</p> <p>b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。</p> <p>二 一について、全ての職員に周知していること。ただし、申請時に上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において、当該計画の策定等を行った旨を報告することとする。</p> <p>(ウ) 職場環境等要件</p> <p>国実施要綱別紙1表5に掲げる「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、②の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。ただし、申請時に職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において、当該職場環境等要件に係る取組を行った旨を報告することとする。</p>			

(注1)

・介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。